

# 見積依頼公告

下記のとおりオープンカウンター方式による見積徴取を行います。

## 記

### 1 見積徴取を行う事項

- |              |                                 |
|--------------|---------------------------------|
| (1) 件名       | 令和8年度定期健康診断等の業務委託単価契約           |
| (2) 調達案件の仕様等 | 仕様書のとおり                         |
| (3) 契約期間     | 契約期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。 |
| (4) 申込み期限    | 令和8年3月17日（火曜日） 17時00分           |
| (5) 見積書提出期限  | 令和8年3月18日（水曜日） 17時00分           |
| (6) 見積合わせの日時 | 令和8年3月19日（木曜日） 14時00分           |

### 2 見積合わせに参加する者に必要な資格等

- (1) 令和7・8・9年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」（営業品目その他）の「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付され、九州・沖縄地域の資格を有する者であること。
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立をしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立をしていない者であること。なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立をした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立をした者にあつては、手続開始の決定がなされた後において、競争参加資格の再認定を受けている者であること。
- (5) 各省各庁から指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (7) 熊本地方合同庁舎（熊本市西区春日二丁目10番1号）から、公共交通機関を利用して概ね1時間以内に、本件定期健康診断等を実施できる施設等を保有している者であること。
- (8) 「個人情報の保護に関する法律」に基づき、個人情報の取扱いに関する内部規定やマニュアルの作成等（漏えい等の防止策）必要な措置を講じている者であること。
- (9) 見積依頼事項に関する資料の交付を受けた者であること。

### 3 契約条項を示す場所及び見積参加申込み等

- |            |  |
|------------|--|
| (1) 場 所    | 熊本市西区春日二丁目10番1号 熊本地方合同庁舎A棟7階<br>九州財務局総務部会計課厚生係 |
| (2) 問い合わせ先 | 九州財務局総務部会計課厚生係<br>電話096-353-6351 内線3027        |

- (3) 申込に当たって 見積書の提出を希望する者は、上記1. に示す申込み期限までに、「名刺」及び「資格審査結果通知書」の写しを提出し、本件に係る仕様書等を受領すること。  
受付時間：08時30分から12時00分及び13時00分から17時00分  
(ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く)

#### 4. 見積書等の提出方法

- (1) 見積書は、上記1. に示す見積書提出期限までに「紙」により提出すること。  
提出方法は、持参又は郵送（簡易書留）によること。  
(2) 当局の要求する「指名停止等に関する申出書」、「誓約書」及び「役員等名簿」を見積書と併せて提出すること。

#### 5. 見積もりの無効

次に該当する見積もりは無効とする。

- (1) 見積もりに参加する資格を有しない者のした見積もり  
(2) 見積金額、見積参加者の氏名（法人の場合は、法人名及び代表者の氏名）の記載のない見積もり  
(代理人が見積もりを行う場合は、代理人の氏名を記入すること。)  
(3) 金額を訂正した見積もり  
(4) 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である見積もり  
(5) 明らかに連合によると認められる見積もり  
(6) 同一事項の見積もりについて他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の見積もり  
(7) その他見積もりに関する条件に違反した見積もり

#### 6. 見積書の記載金額について

契約相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって見積価格とするので、参加者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

#### 7. 契約相手方の決定等

有効な見積書を提出したもののうち、当局で定めた予定価格の範囲内で最低の価格で見積もった者を契約相手方とする。なお、契約相手方に決定した者に対してのみ、その旨を通知する。

#### 8. 契約保証金

全額免除する。

#### 9. 契約書作成の要否

本契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

#### 10. 見積合わせ結果の公表等

見積合わせの結果については、ホームページ等での公表は行わないが、問い合わせ等があった場合には、見積合わせの日時経過後、契約相手方及び見積価格について公表する。

以上公告する。

令和8年3月3日

支出負担行為担当官

九州財務局総務部長 小川 恭史